

同意第5号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の
同意を求める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

住 所 山陽小野田市大字鴨庄45番25（寝太郎町二）

氏 名 大 上 耕 司

生年月日 昭和39年10月11日

提案理由 平岡敏行委員の任期が令和8年5月30日をもって満了するため

(参 考)

○ 地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 略

5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

○ 山陽小野田市税条例

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、3人とする。

○ 現在の委員

上 原 英 治 (R5. 5. 31～R8. 5. 30)

川 上 賢 誠 (R5. 5. 31～R8. 5. 30)

◎平 岡 敏 行 (R5. 5. 31～R8. 5. 30)

経 歴

現住所 山口県山陽小野田市大字鴨庄45番25 (寝太郎町二)

おお うえ こう じ
大 上 耕 司

昭和39年10月11日生 (61歳)

学 歴

昭和58年3月 山口県立豊浦高等学校卒業

職 歴

昭和58年4月 国税庁 奉職
平成25年7月 宇部税務署 総務課長
平成26年7月 山口税務署 副署長
平成27年7月 名古屋国税局 熱田税務署 副署長
平成28年7月 広島国税局 総務部 税理士監理官
平成30年7月 厚狭税務署長
令和元年7月 広島国税局 総務部 事務管理課長
令和2年7月 広島国税局 総務部 人事第二課長
令和3年7月 広島国税局 課税第一部 個人課税課長
令和4年7月 広島国税局 総務部 総務課長
令和5年7月 広島国税局 課税第一部次長
令和6年7月 広島東税務署長
令和7年7月 退職
令和7年9月
} 大上耕司税理士事務所
現 在

同意第 5 号参考資料



大 上 耕 司

令和8年（2026年）2月20日

山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員としての抱負

大 上 耕 司

この度、中国税理士会厚狭支部より、山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員候補者に推薦されました。

私は、広島東税務署長を最後に国税の職場を退官後、山陽小野田市で税理士を開業しております。税務行政に関する分野で長く働いており、この度も御縁を感じているところです。

固定資産評価は、地方自治体の税務行政において重要な役割を持つ業務であり、また、納税者の立場からは直接の税負担に影響するものでありますので、特に公平で適正な評価が求められます。

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査する固定資産評価審査委員会の中立的・専門的な第三者機関としての役割を十分に理解して、納税者の不服審査申出に対して誠実に対応し、その役割を果たして参りたいと思います。

浅学非才ではありますが、税務の知識を活かし、固定資産評価審査委員会の委員として、山陽小野田市及び市民の皆様の御期待に添えるよう誠実に職務に当たらせていただきますので、よろしく願いいたします。